

平成30年
第2回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第2回総会日程

平成30年2月26日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
- (3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成30年第2回日の出町農業委員会総会

平成30年2月26日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹
事務局次長 小池康夫
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆様、こんにちは、定刻前ではありますが、只今から平成30年第2回日の出町農業委員会総会を開会いたします。

それでは始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会長 皆さん、改めましてこんにちは。先日22日の農業委員・農業者大会大変ご苦労様でした。有意義な一時だったと思います。本日、第2回総会を開催したところ、全員の皆様の出席を頂きまして、大変ありがとうございます。本日もご審議をよろしくお願ひします。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。

それでは日程3の議事録署名員の指名と日程4の議事進行を会長にお願ひいたします。

会長 それでは、3、議事録署名員の指名をさせていただきます。6番 関根委員、7番 矢治委員にお願ひいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の朗読及び説明をお願ひいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読及び説明)

会長 事務局の朗読が終わりました。
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願ひします。

委員 それでは、申請地の説明をいたします。先日2月16日に事務局と一緒に現地を見てまいりました。まずは案内図をご覧ください。・センターがありまして、そこから南に進んで、あきる野との行政境の近くの場所が今回の申請地です。周りは、耕作地でありまして、住宅地等はなく広い畑が続いております。続きまして公図の方を見ていただきますと、この畑の真ん中に南北に走る通路と申しますか、軽トラックが通れる程度の道がありまして、聞いたところによると、ここには畑から出た石を集めて、雨が降ってもぬかるまないような道になっているとのこと。また、先ほどの説明にもありましたガラスハウスですが、このガラスハウスは申請地の南側にありまして、隣が・番の畑になりますが、そこに隣接してありまして、縦方向が9m、横方向、東西になりますが10mほど、大体30坪程度のガラスハウスです。ガラス

ハウスの西側には少し植木があるようですが、この植木は地主の方が順次、時間を見て片付けるとのことです。今回の土地は非常に利用しやすいと思います。まずガラスハウスを使えるというのが大きいです。地主の方がここも使ってよろしいということです。現在、ハウスの中には藁が積んでありまして、地主の方が・で稲作をやっており、その藁を貯蔵しているとのことです。ガラスハウスなので苗を作ったりものを置くこともできますし、借手にとっては非常に使い勝手がいいと思います。

この畑の北側に当たる・番は、・氏が利用権を設定し、現在はホウレン草を植えておりまして、直売所に出荷しております。なので、今回の貸し借りで地続きになり、非常に使いやすくなるのではないかと思います。

畑の中に、南北の道がありますので、これを活用すれば、収穫の際や資材等も運びやすくなると思います。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長 意見、質問がないようですので、(1)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について処理いたします。決定として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。

続きまして、(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読及び説明)

会 長 事務局の朗読が終わりました。
ここで、・委員につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできません。一時退出願ひます。

地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委員 第2号議案について説明いたします。この案件も2月16日に事務局と一緒に現地を確認してまいりました。まず、案内図をご覧ください。この案内図には・が載っていないのですが、・の南、当該地の西側には・があります。・委員がトマトを栽培している温室ハウスの近くであり、時間的にもすぐ来ることができる場所です。周りは、よく耕作された農地に囲まれております。案内図の右の方には少し人家が見えますが、ほとんど農地です。次に公図の方を見ていただきたいと思います。・番地は相当広い土地でございます。見たところ少し盛土がされているようで10cm程度盛ってあると思われます。他の土地も盛土がされているので問題はないと思います。今までこの土地は耕作されていた形跡がありまして、きれいに管理されており、いつでも耕作を開始することができると思います。先ほど、事務局の説明で栗の木があるということでしたが、これは東側の少し細くなっているところがございます。細い栗の木が15本ぐらいありまして、抜根は簡単にできると思います。この土地も草も一本もなく非常に使いやすい土地だと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会長 意見、質問がないようですので、(2)議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について処理いたします。
決定として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。
・委員は入室して下さい。
続きまして、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条に基づく報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告書朗読4条1件、5条2件)

会長 朗読が終わりました。
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。はい、・委員。

委員 報告第1号なのですが、前回だか過去に出たような記憶が出てきたような気がするのですが。前は住宅用地にするということで届出が出てきたと思いますが、今回の転用目的は敷地の拡張というのはどのような意味合いなのでしょうか。

事務局 報告第1号の公図をご覧いただきたいんですが、前回の総会で開発に該当する案件で届出が出ておまして、今回はその開発区域に該当しない部分の地主が保有している部分について届出が出されました。

委員 敷地の拡張というのはどのような意味合いですか。

事務局 案内図を見ていただきますと、現況は家屋敷に行くための道が入っておりまして、すでに庭のように使われております。今回を機に現況の使い方に地目を変更しようということで4条の届出が出されました。敷地の拡張というのは、建物を建てるための土地ではなく、敷地を延長して使うという意味でありまして、特にこの場所に建物等が建つわけではありません。

委員 報告第2号、3号についてなのですが、譲受人と譲渡人に同じ名前が入っていますが、これはつまり現在は・さんと・さんの共有になっていて、その持分を・さんに譲り渡すということですか

事務局 その通りです。

会長 その他にありますか。はい、・委員。

委員 確認したいことがあるんですが、公図でいきますと・番というのと・番という筆がありますが、・の方は住宅用地ということですが、この手前の・番の譲受人は・ということですが、これは住宅用地ではなく道路として使うわけではないのですか。

事務局 はい、これは・番と一体として住宅用地として使うとのことですが。道路に関しては十分な幅員があるので問題ないとのことですが。

会長 意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署 名

議 長

6 番

7 番
